

「骨太の方針2018」を受けた出入国管理及び難民認定法の改正について



「骨太の方針2018（6月15日閣議決定）」の骨子

在留資格の創設

- ・ 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。
- ・ 高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

受入れ業種・分野

- ・ 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ
- ・ 業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

外国人材への支援

- ・ 受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける。

在留管理

- ・ 的確な在留管理・雇用管理を実施する。入国・在留審査に当たり、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。

改正入管法

- ・ 在留資格「特定技能1号」の創設
特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ・ 在留資格「特定技能2号」の創設
同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ・ 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備
- ・ 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定の整備
- ・ 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定の整備
- ・ 受入れの一時停止が必要となった場合の規定の整備
- ・ 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- ・ 受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求めるが、登録支援機関に支援を委託すれば、この基準に適合するものとみなされる。
- ・ 受入れ機関に対しては、報酬等を含め適切な雇用契約を締結するとともに、その適正な履行が確保されていることを求める。
- ・ 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定の整備
- ・ 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備
- ・ その他関連する手続・罰則等の整備